

調布市公共交通活性化協議会 作業部会及び運賃協議会の設置について

1 作業部会の設置

(1) 名称

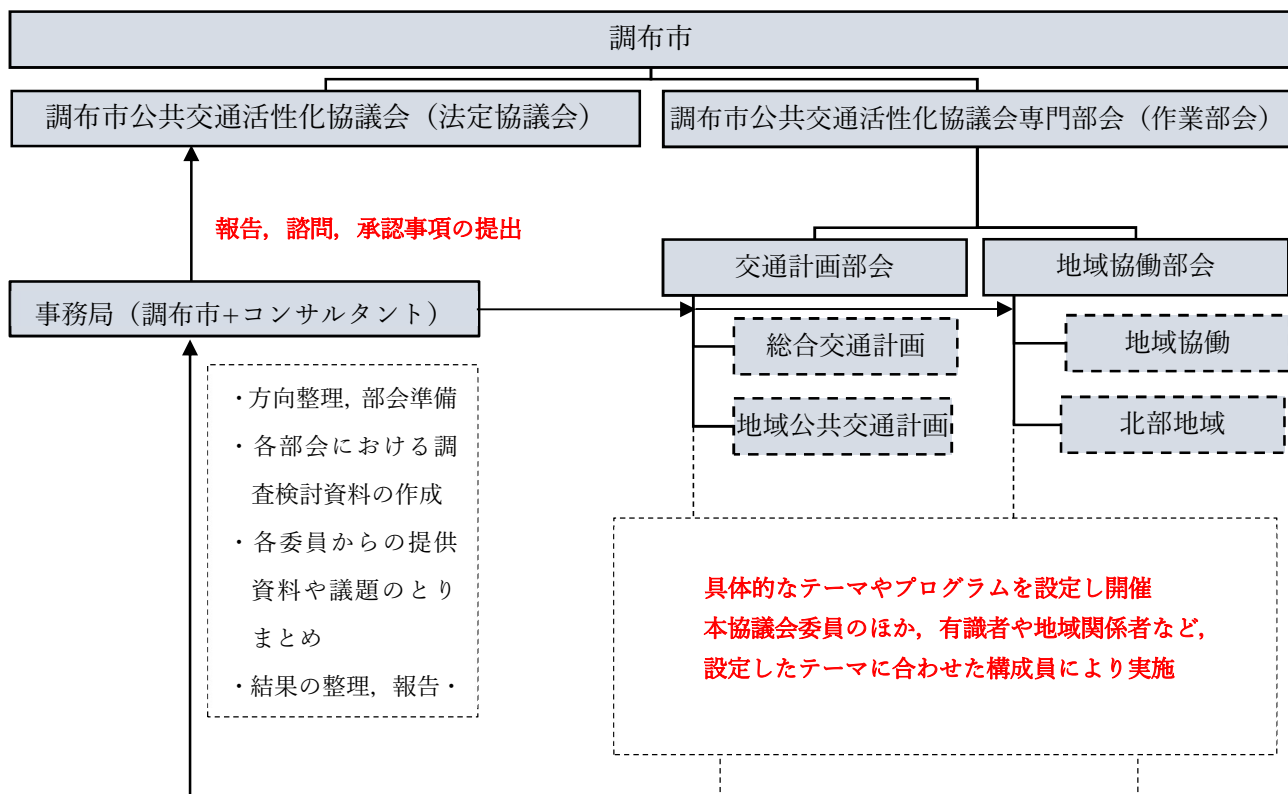
「交通計画部会」及び「地域協働部会」（「計画部会」及び「地域部会」）

(2) 位置付け

調布市公共交通活性化協議会設置要綱 第9 作業部会

「協議会は、第2各号に掲げる事項について専門的な調査，検討を行うため，必要に応じて作業部会を設置することができる。」

(3) 組織体系



(4) 所掌

ア 交通計画部会

バスネットワーク，公共交通のサービス水準，新技術導入，カーボンニュートラルに関する取組など専門的見地が求められる内容についての作業や議論を行う。

イ 地域協働部会

地域における移動の困り事の共有や解決策の検討，住民参加（発意）による取組の推進など，地域に密着した作業や議論を行う。

(5) 構成員

ア 交通計画部会：市，学識者，公共交通事業者，その他（場合により交通管理者，道路管理者，福祉関係者など）

イ 地域協働部会：市，学識者，地域関係者，社会福祉協議会，その他（場合により公共交通事業者など）

2 運賃協議会の設置

(1) 位置付け

鉄道事業法(第16条第4項)、道路運送法(第9条第4項、第9条の3第3項)

(2) 目的

地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行う。

(3) 主な構成員

市町村又は都道府県、運賃等を定めようとする運送事業者、関係住民の意見を代表する者 ほか

地域公共交通会議／運賃協議会／地域公共交通活性化協議会／地域協議会の違い

	地域公共交通会議	運賃協議会 (R5.10.1追加)	地域公共交通活性化協議会	地域協議会
根拠法令等	道路運送法施行規則(第4条第2項)	鉄道事業法(第16条第4項)、道路運送法(第9条第4項、第9条の3第3項)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則(第15条の4第2項)
目的	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 ○路線(当該路線が一の市町村内においてのみ行われる路線定期運行である場合に限り。)の休止又は廃止に関する事項 ○自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議 活性化協議会は、鉄軌道や旅客船など、交通会議より広いモードを対象としているんだね	(路線の休廃止の申し出を受け)地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議 この3つのなかでは一番歴史が古く、主に路線の休廃止の協議を行う場として都道府県が設置しているよ
対象モード	バス(乗合)・タクシー(乗合・乗用)・自家用有償運送	鉄道・バス(乗合)・タクシー(乗合・乗用)	多様な交通モード(鉄軌道、旅客船等も含む)	一般乗合※路線定期運行のみ
構成員	前頁参照 交通会議には、活性化協議会では必須とされていない「運転者が組織する団体」が必須メンバーになっているよ	○当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県(鉄道の場合は都道府県必須) ○当該運賃等を定めようとする運送事業者(その他の運送事業者や事業者団体、運転者団体は含まない) ○当該路線等を管轄する地方運輸局長 ○(バスのみ)市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※市町村又は都道府県は、運賃等の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。	○地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ○関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ○関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	○地域協議会を主宰する都道府県知事又はその指名する職員 ○関係市町村及び関係地方運輸局長又はその指名する職員 ○関係する一般旅客自動車運送事業者
参加応諾義務	法律上規定なし	法律上規定なし	あり(活性化法第6条第4項「前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない」)	法律上規定なし
協議結果	法律上規定なし	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり(活性化法第6条第5項「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない」)	法律上規定なし

出典：がんばる地域応援プロジェクト2024年度第1回勉強会

はじめて地域交通行政を担当する方必見！～道路運送法の基礎知識～

3 その他

本市の地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通会議を兼ねたものとして実施